



金 沢 市 公 報

第 2 8 2 0 号

平成27年(2015年)1月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
●告 示		○道路の供用の開始について (")	4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	●公 告	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	5
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	3	○開発行為に関する工事の完了について (")	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	3	●農業委員会告示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (")	4	○平成27年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	6
		●公営企業告示	
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	7

告 示

●金沢市告示第21号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 178台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成26年12月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成27年1月21日から同年4月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第22号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	3台
元町2丁目地内	自 転 車	4台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	2台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成26年12月1日から同月31日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成27年1月21日から同年7月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第23号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	加藤 貴士	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	藤村 茂人	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	高戸 葉月	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	坂井 宣彦	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	木村 圭一	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	山本 宜孝	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	島田 雅也	平成26年12月16日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	吉田 周平	平成26年12月16日

●金沢市告示第24号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	太田 敬	平成26年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	眼科	吉田 都是	平成26年10月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	整形外科	井上 啓	平成26年10月1日

●金沢市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所在地	指定年月日
クスリのアオキ御経塚薬局	金沢市上荒屋1丁目222番地	平成27年1月1日
けんろく菜の花薬局	金沢市天神町1丁目18番38号	平成27年1月1日
あんしんケアーズ・リハビリステーション24	金沢市兼六元町15番39号	平成27年1月1日

●金沢市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定更新年月日
あおい薬局	金沢市上安原2丁目71番地	平成27年1月1日

●金沢市告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 576号 直 江 ・ 諸 江 線	諸 江 町 下 丁 133番 1先から 諸 江 町 下 丁 133番 5先まで	旧	6.1~6.2	39.2
			新	6.4	39.2
一般市道	準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	近 岡 町 480番 2先から 近 岡 町 480番 2先まで	旧	4.0	18.2
			新	5.0	18.2
一般市道	大 徳 12号 寺 中 町 線 12号	寺 中 町 口 84番 1先から 寺 中 町 口 85番 2先まで	旧	5.7~8.0	19.0
			新	5.8	22.0
一般市道	瀧 津 12号 大 河 端 町 線 11号	大 河 端 町 東 48番 2先から 大 河 端 町 東 40番 1先まで	旧	6.8	132.5
			新	23.8	142.6
一般市道	弓 取 1号 諸 江 町 線	諸 江 町 下 丁 133番 1先から 諸 江 町 下 丁 133番 1先まで	旧	4.0~5.1	15.7
			新	5.8	15.7
一般市道	鞍 月 17号 近 岡 町 線 8号	近 岡 町 480番 5先から 近 岡 町 480番 2先まで	旧	2.8~3.0	37.9
			新	5.0	37.9
一般市道	鞍 月 18号 直 江 町 線 14号	直江土地区画整理事業地内 88街区 6番 先から 直江土地区画整理事業地内 90街区 4-2番 先まで	旧	2.8~4.9	68.0
			新	6.0~9.9	68.0

●金沢市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
準 幹 線 576号 直 江 ・ 諸 江 線	諸 江 町 下 丁 133番 1先から 諸 江 町 下 丁 133番 5先まで	平成27年1月21日
準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	近 岡 町 480番 2先から 近 岡 町 480番 2先まで	平成27年1月21日
大 徳 12号 寺 中 町 線 12号	寺 中 町 口 84番 1先から 寺 中 町 口 85番 2先まで	平成27年1月21日

瀧 津 12号 大河端町線 11号	大 河 端 町 東 大 河 端 町 東	46番 1 先から 43番 1 先まで	平成27年1月21日
弓 取 1号 諸 江 町 線	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	133番 1 先から 133番 1 先まで	平成27年1月21日
鞍 月 17号 近 岡 町 線 8号	近 岡 町 近 岡 町	480番 5 先から 480番 2 先まで	平成27年1月21日
鞍 月 18号 直 江 町 線 14号	直江土地区画整理事業地内 88街区 直江土地区画整理事業地内 90街区	6 番 先から 4-2番 先まで	平成27年1月21日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部直江土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
平田 順二	金沢市直江町ホ23番地 1	平成26年12月 7 日
北村 芳治	金沢市直江町イ71番地	平成26年12月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第77号	平成27年1月13日	金沢市袋板屋町西44番、46番及び47番の各一部	29.79	5.87~6.65

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市近岡町423番 1 から423番 8 まで、426番 2 及び427番 4 並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	愛知県名古屋市長東区一社 3 丁目 7 番地 株式会社ユニホー 代表取締役 加藤 公治	道路 金沢市近岡町423番 7、426番 2 及び427番 4 並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市近岡町423番 8
金沢市直江町イ62番 1 及び62番 3 から62番 9 まで	金沢市西念 4 丁目 4 番25号 有限会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市直江町イ62番 4

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成27年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年1月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

- 1 日時
平成27年1月28日午後3時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
 - (1) 平成27年事業計画（案）について
 - (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (6) 非農地証明願について
 - (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成27年1月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上本町及び館町の各一部
 - (2) 大河端町、河原市町、近岡町、利屋町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成27年(2015年)1月21日 印刷
平成27年(2015年)1月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄